

松戸市財政のあらまし

令和7年度版
(令和6年度決算)



財務部財政課

はじめに

松戸市では、市民の皆様に松戸市の財政状況を広く知っていただくことが大切であると考えています。

この資料は、松戸市の財政状況を市民の皆様にわかりやすくお知らせするために、決算状況の推移や他市との比較を図表や指標を交えながら、できるだけ簡潔に表現するように心がけ作成しました。

この資料を通して、松戸市の財政状況について興味を持っていただき、少しでも理解を深める一助となれば幸いです。

普通会計とは

総務省の定める基準で、他の市町村との比較のために各地方公共団体の会計を統一的に再構成したものです。松戸市の普通会計は、一般会計から後期高齢者医療特別会計の一部、松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業特別会計の一部、借換債、にかかる歳入・歳出を差し引いた計数と一致しています。

目次

● 予算・決算の基礎知識	2
● どのような事業に使ったの?	4
● 普通会計の決算は?	5
● 歳入の状況	8
● 歳出の状況	9
● 市の借入金はどうなっているの?	11
● 市の貯金はどのくらいあるの?	12
● 財政状況は大丈夫なの?	13
● 近隣市との財政指標の比較	19



予算・決算の基礎知識

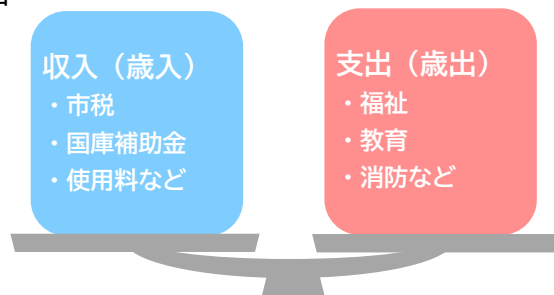
予算ってなに？

1年間（4月から翌年の3月まで）の収入（歳入）と支出（歳出）の見積りです。

市では、福祉、教育、ごみ処理、消防、道路の整備など様々な仕事をしていますが、どんな仕事にお金を使うのかあらかじめ決めておく必要があります。

そこで、1年間の収入を見積り、収入の範囲内でその使い道を計画したものが「予算」となります。

予算（収入と支出の見積り）



予算はどうやって決めるの？

市長が「当初予算」の案を作成し、市議会に提出します。

市議会で予算の内容を審査していただき、議決を経て予算が成立します。

年度の途中に経済情勢の変化や災害などが発生した場合は、その変化に対応するため、当初予算を補正する「補正予算」の案を作成して市議会に提出し、議決を経ていきます。

決算ってなに？

1年間にどのような収入があり、各事業にどれだけ支出したかの結果を報告することです。

市の会計管理者が作成した決算書は、監査委員による審査を経て、市長が翌年度の9月議会に提出し、市議会の認定を受けます。

会計ってなに？

松戸市には「一般会計」「特別会計」「企業会計」の3種類の会計があります。

一般会計

一般会計は、福祉、教育、道路の整備などの基本的な行政サービスを行うための会計です。

特別会計

特別会計は、特定の目的の事業を行うために、一般会計とは区別して管理している会計です。

企業会計

企業会計は、民間企業と同じように事業収益によって運営している会計です。

令和 6 年度の決算額は？

近年、物価高騰対策等の実施により決算規模が拡大している中（※1）、令和 6 年度一般会計の決算は、歳入歳出ともに前年度を上回り、過去 2 番目の規模となりました。

各会計別の歳入及び歳出の決算額は、下記のとおりです。

	歳 入		歳 出	
	令和 6 年度	前年度比	令和 6 年度	前年度比
一般会計	2,025億2千万円	4.0%	1,951億9千万円	4.4%
特別会計	1,378億円	5.6%	1,335億7千万円	5.3%
国民健康保険特別会計	444億4千万円	-2.2%	434億1千万円	-3.5%
松戸競輪特別会計	402億円	15.4%	382億9千万円	16.0%
公設地方卸売市場事業特別会計	1億円	5.8%	1億円	3.6%
駐車場事業特別会計	1億8千万円	-1.6%	1億円	-4.0%
介護保険特別会計	435億2千万円	3.1%	428億5千万円	4.4%
後期高齢者医療特別会計	80億1千万円	11.3%	78億5千万円	10.4%
松戸都市計画事業新松戸駅東側地区 土地区画整理事業特別会計	12億7千万円	538.1%	8億8千万円	431.1%
相模台地区土地区画整理事業特別会計	9千万円	-73.0%	9千万円	-72.5%
	収 入		支 出	
	令和 6 年度	前年度比	令和 6 年度	前年度比
企業会計	358億円	-1.1%	419億1千万円	8.2%
水道事業会計	16億9千万円	-0.9%	16億2千万円	1.1%
病院事業会計	219億円	-2.8%	287億6千万円	11.4%
下水道事業会計	122億1千万円	2.0%	115億2千万円	1.8%

※企業会計は、収益的収支の額を掲載しています。

※表示単位未満を四捨五入しています。

（※1）一般会計決算額（過去 5 年分）

年度	歳入	歳出	備考
令和2年度 (2020年度)	2,149億5千万円	2,082億2千万円	新型コロナウイルス感染症対策の実施により、歳入・歳出ともに過去最大
令和3年度 (2021年度)	1,955億7千万円	1,857億7千万円	
令和4年度 (2022年度)	1,955億3千万円	1,859億4千万円	
令和5年度 (2023年度)	1,947億6千万円	1,870億1千万円	
令和6年度 (2024年度)	2,025億2千万円	1,951億9千万円	

どのような事業に使ったの？

一般会計の事業のうち、主なものとして下記の事業を実施しました。

総務費

市民センターの管理運営に・・・4億8,470万円
地域ぐるみの安全安心推進に
・・・1億4,190万円
デジタル化推進事業に・・・9,793万円



松戸市お知らせキャラクター「まつまつ」

民生費

物価高騰対策として
生活に困っている方への給付に・・・31億3,816万円
定額減税補足給付金事業に・・・31億1,458万円
障害者福祉サービス事業所及び介護施設等への支援に
・・・1億7,269万円

衛生費

各種予防接種に・・・20億3,019万円
成人と高齢者の健康のために・・・10億3,286万円
新焼却施設整備に向けた調査に・・・1億7,739万円

商工費

中小企業への融資支援に・・・1億8,511万円
観光イベントの支援に・・・7,844万円
商店街の振興のために・・・3,965万円

土木費

新拠点ゾーンまちづくり用地取得に
・・・33億5,082万円
道路改良に・・・14億8,907万円
3・4・18号線街路整備に・・・5億3,382万円

教育費

小中学校の施設維持管理に・・・32億5,868万円
小中学校の教育情報化の推進に・・・12億9,204万円
常盤平体育館の施設整備に・・・3億8,114万円



普通会計の決算は？

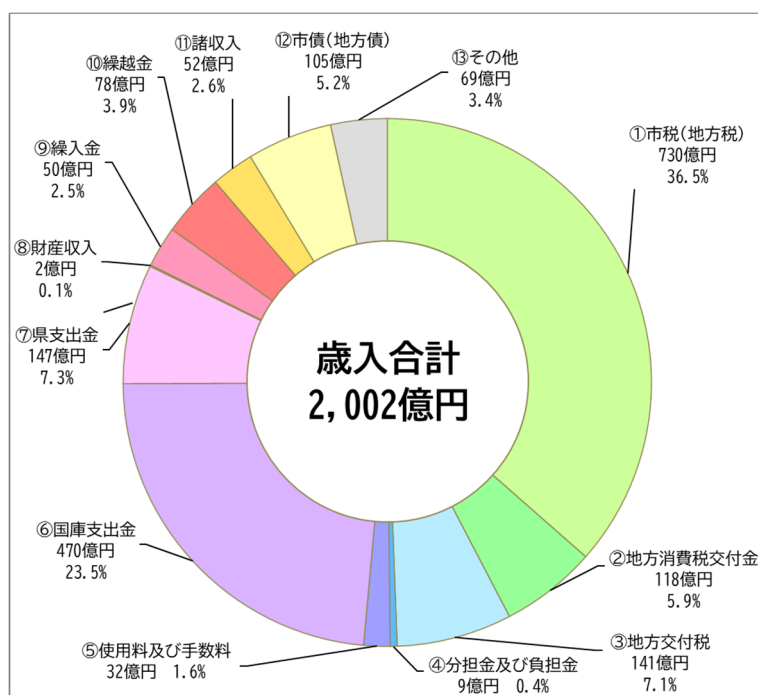
令和6年度の普通会計の決算は、歳入2,002億円、歳出1,928億円となり、翌年度へ繰り越すべき財源9億円を除いた実質収支は65億円の黒字となりました。

しかしながら、この黒字は、財政調整基金（市の貯金）の取り崩しや、前年度からの繰越金の活用によるものであり、これらを除いた純粋な収支（実質単年度収支）は22億円の赤字となります。

物価高騰対策等の実施により、決算の総額は過去2番目となりました。

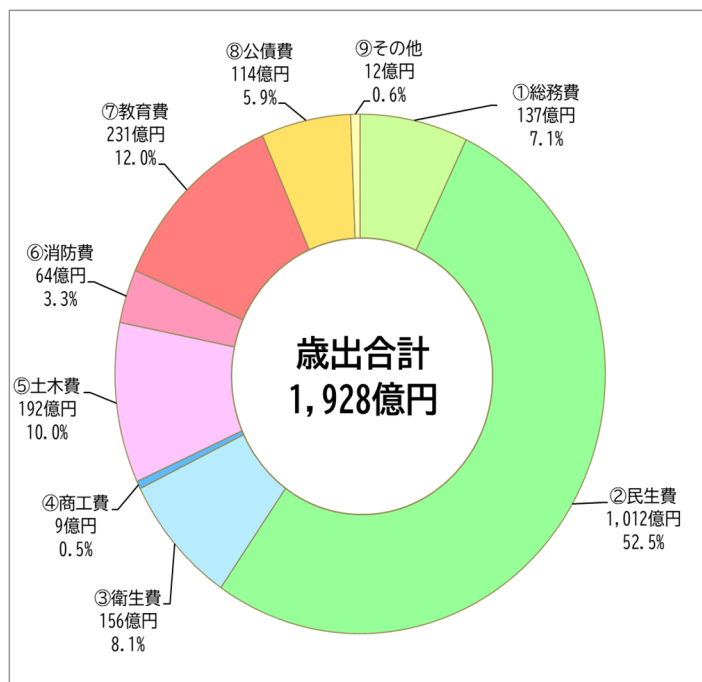
※ここからは、全国統一基準で作成する普通会計決算額にて、経年の推移や他団体との比較をご説明します。なお、表示単位未満を四捨五入しているため、金額及び割合の各項目の積み上げと合計が一致しない場合があります。

市の収入（歳入）にはどんなものがあるの？



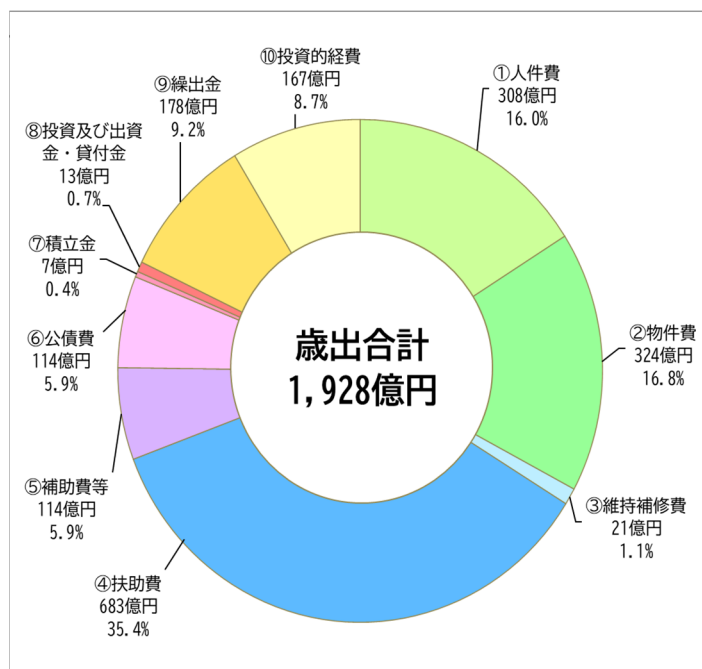
①市税（地方税）	市民税・固定資産税・市たばこ税・都市計画税等
②地方消費税交付金	消費税のうち、地方消費税として県が清算後交付したもの
③地方交付税	市が標準的な仕事をしていく上で、必要な経費を算出し国から交付されたもの
④分担金及び負担金	法律や法令に基づき、利益を受ける者にその費用の一部を負担してもらうもの
⑤使用料及び手数料	市の財産を使用した人や、特定のサービスを受けた人からの対価
⑥国庫支出金	国が交付する負担金・補助金・委託金
⑦県支出金	県が交付する負担金・補助金・委託金
⑧財産収入	市の貯金（基金）の利子収入や市有財産の貸付及び売り払いしたお金
⑨繰入金	他会計から移された資金、基金の取り崩しにより繰り入れたお金
⑩繰越金	前年度から繰り越したお金
⑪諸収入	延滞金や雑入等、他の科目に属さない収入
⑫市債（地方債）	市が国や金融機関等から長期に借りたお金
⑬その他	地方譲与税、利子割交付金等各種交付金、寄附金

何のために使われたの？（目的別経費で見た歳出）



①総務費	庁舎管理などに使った費用
②民生費	保育所の運営、高齢者や障がい者等への福祉サービスに使った費用
③衛生費	ごみ対策や保健衛生等に使った費用
④商工費	商店街の活性化や、観光イベントへの支援等、地域経済の振興に使った費用
⑤土木費	道路・河川・公園等、都市基盤の整備に使った費用
⑥消防費	消防や防災対策等に使った費用
⑦教育費	小・中学校の運営・校舎の耐震改修といった教育や、図書館・博物館の運営といった文化・スポーツの振興に使った費用
⑧公債費	国や金融機関等から借りている市債（地方債）を返すための費用
⑨その他	議会費、労働費、農林水産業費、災害復旧費、諸支出金

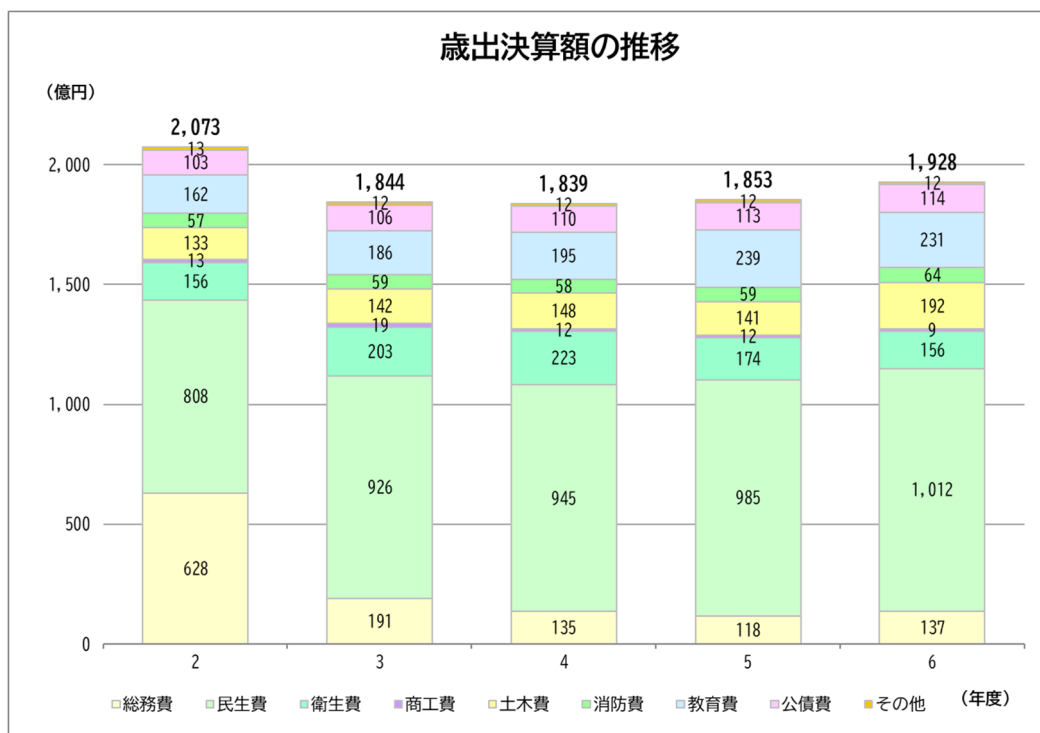
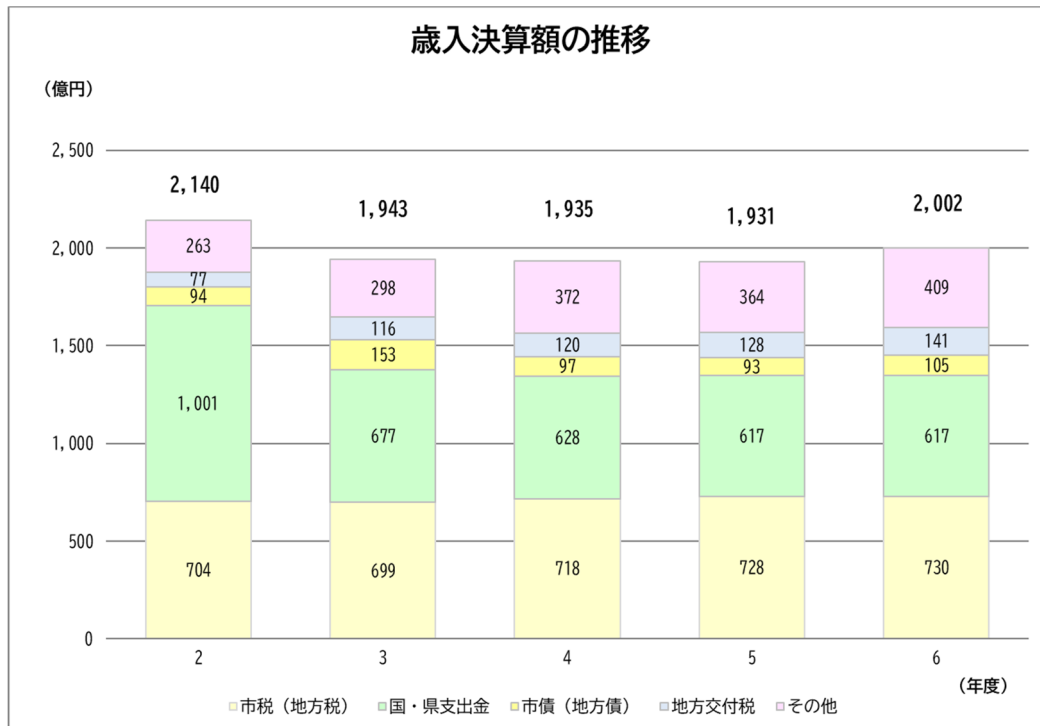
どのような用途で使われたの？（性質別経費で見た歳出）



①人件費	市の職員や議員、各種委員に支払う給与や報酬などにかかる費用
②物件費	光熱水費（電気・水道等）や消耗品費（事務用品等）などにかかる費用
③維持補修費	公共施設の維持や修理にかかる費用
④扶助費	医療や福祉など、生活を助けるための支援にかかる費用
⑤補助費等	他の団体への補助金や負担金などにかかる費用
⑥公債費	国や金融機関等から借りている市債（地方債）を返すための費用
⑦積立金	特定の目的のためにある市の貯金（基金）への積立にかかる費用
⑧投資及び出資金・貸付金	公益上の必要性による会社の株式取得や財団法人設立の際の出資費用
⑨繰出金	普通会計から特別会計等への支出にかかる費用
⑩投資的経費	道路、公園、学校、公営住宅など社会資本の整備にかかる費用

歳入・歳出決算額の推移は？

令和6年度は、前年度と比較して歳入は3.7%の増加、歳出は4.0%の増加となり、前年度とほぼ同水準となりました。



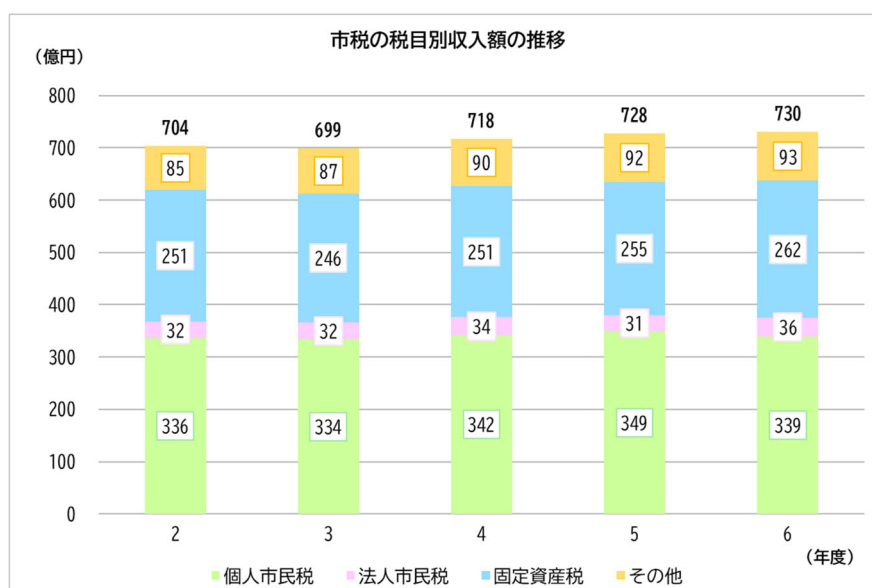
歳入の状況

市税は増えているの？減っているの？

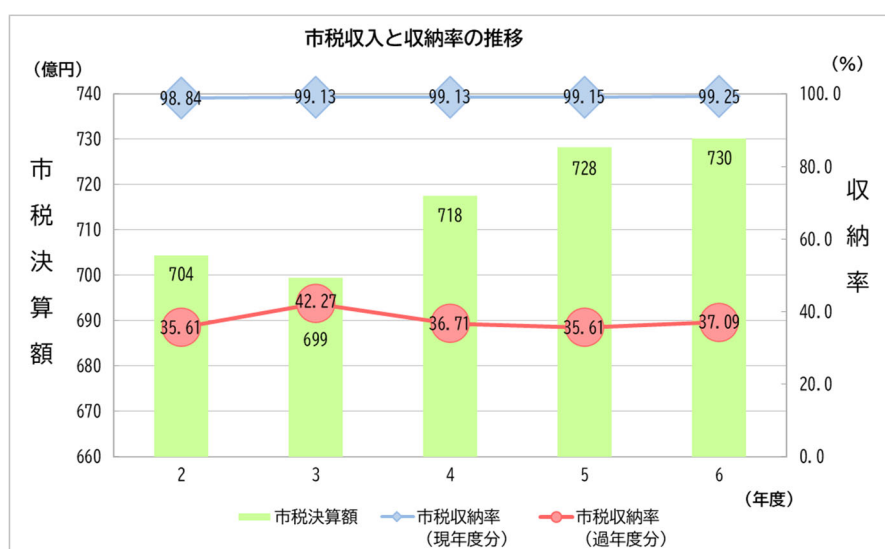
令和6年度の市税収入は、過去最大の730億円となり、前年度より2億円増加となりました。さらに、国の定額減税分（※）を含めると753億円となり、前年度より25億円増加しています。

収納率は98%（現年度分99%、過年度分37%）となっており、高い水準を維持しています。

（※）個人市民税において国の定額減税が実施されましたが、減税に伴う減収額は、地方特例交付金として金額補てんされました。



（国の定額減税分除く）



（国の定額減税分除く）

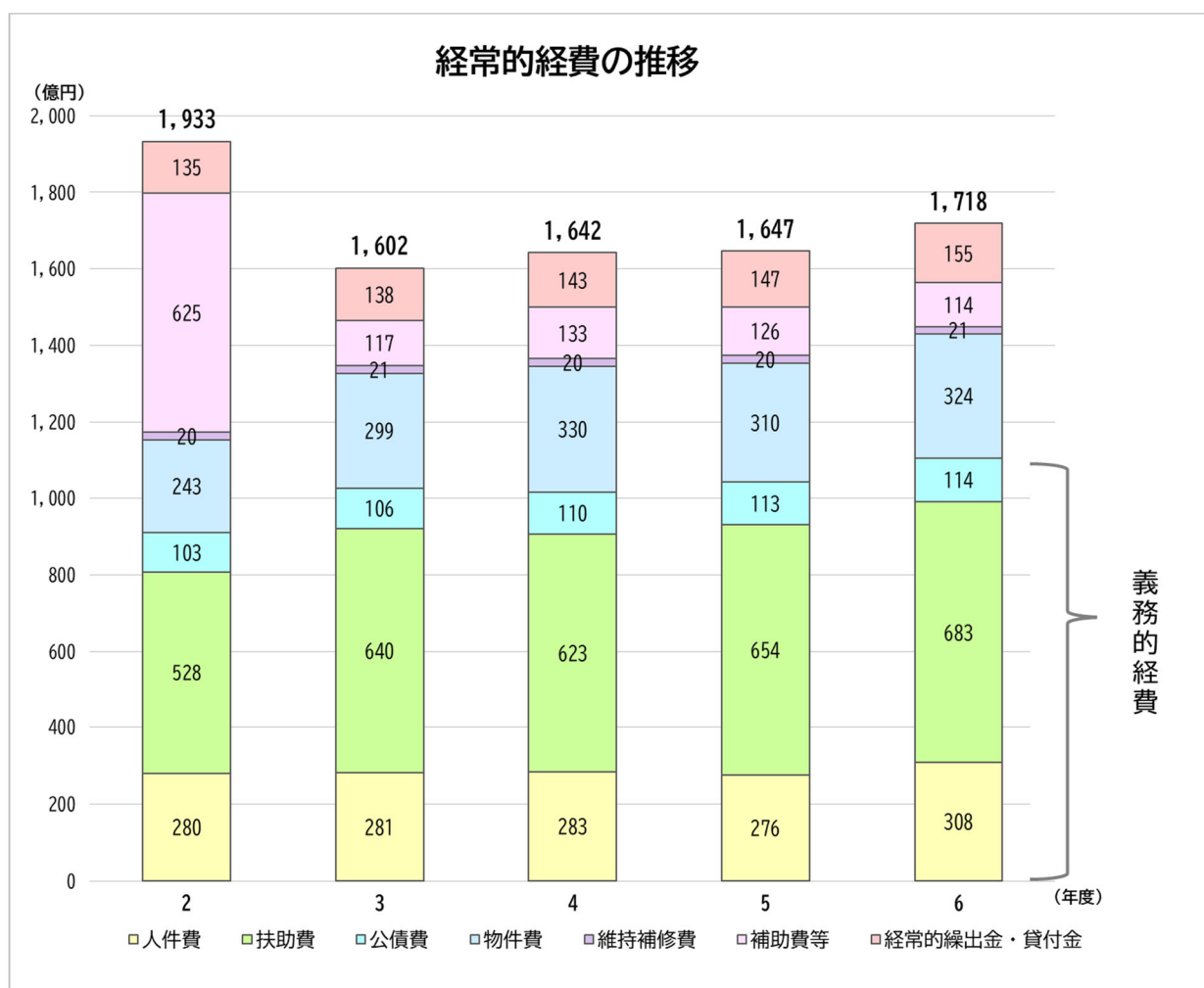
歳出の状況

経常的経費の推移は？

歳出総額の9割を占める経常的経費は、人件費・扶助費を中心に増加しています。

「経常的経費」とは、行政サービスを維持するための事務事業の実施にあたって、毎年度経常的に支出する経費のことです。このうち、毎年の支出が義務付けられ、節減することが難しい人件費、扶助費、公債費を「義務的経費」といいます。

その義務的経費に占める割合が大きい扶助費は、児童手当の支給対象拡大や障害福祉サービスの報酬改定等により、令和6年度は前年度よりも29億円の増加となりました。また、人件費は定年延長に伴う退職者の増加により、32億円の増加となっています。

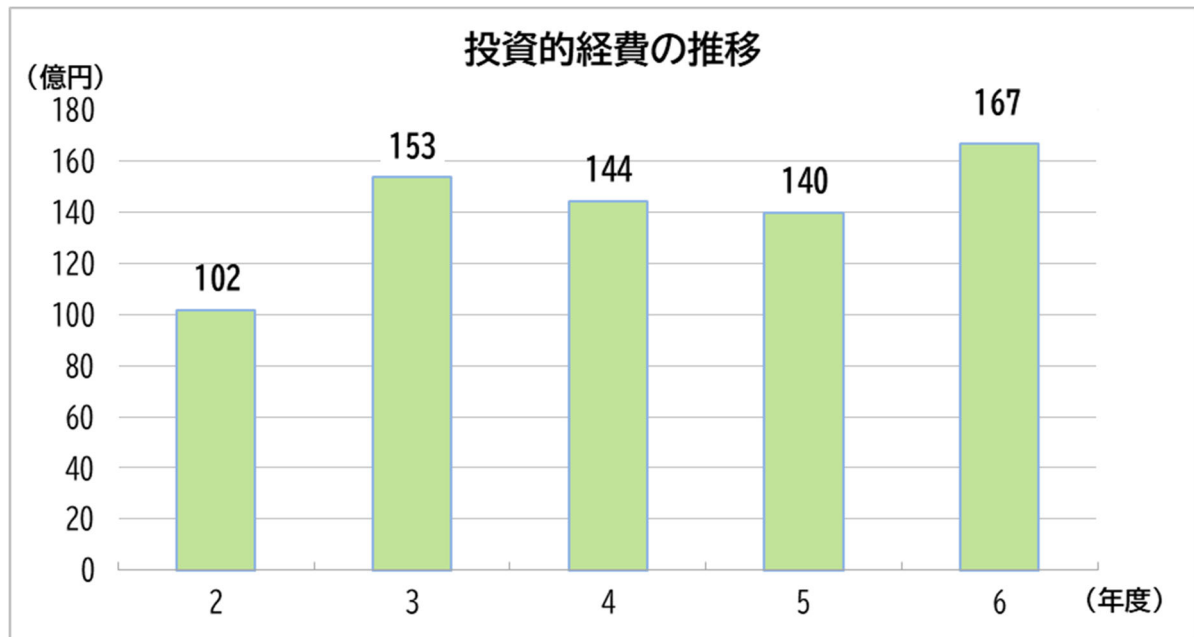


投資的経費の推移は？

令和 6 年度は、新拠点ゾーンまちづくり用地の取得により前年度に比べ増加しています。

「投資的経費」とは、道路、公園、学校などの施設や整備に支出する費用のことです。

まちを再生し、賑わいのあるまちづくりを進めていくうえで、一時的な投資的経費の増加が見込まれます。しかしながら、長期的な視点での財政負担も十分に考慮しつつ、最も経済的・効率的な整備手法を用いるなど、適時・適切に対応してまいります。



【直近 5 年間の主な大規模事業と事業費】

- ・ 小中学校冷房化 61 億円（平成 27 年度～令和 10 年度）
（注）令和 10 年度までの債務負担行為を含む
- ・ リサイクルセンター建設 42 億円（令和元年度～令和 4 年度）
- ・ 小中学校特別教室等空調設備整備 35 億円（令和 4 年度～令和 5 年度）
- ・ 新拠点ゾーンまちづくり用地取得 34 億円（令和 6 年度）



市の借入金はどうなっているの？

なぜ借入れをしているの？

2つの理由から、市債を発行し、借入れています。

1つ目は、世代間の負担の公平性を確保するためです。道路や公園、学校など施設の多くは、長期間にわたって何世代にもわたって住民の方が利用します。建設時の住民の方だけでなく、施設を利用する将来の住民の方にも費用を負担していただくことで、世代間の公平性を確保し、利用と負担のバランスをとることができます。

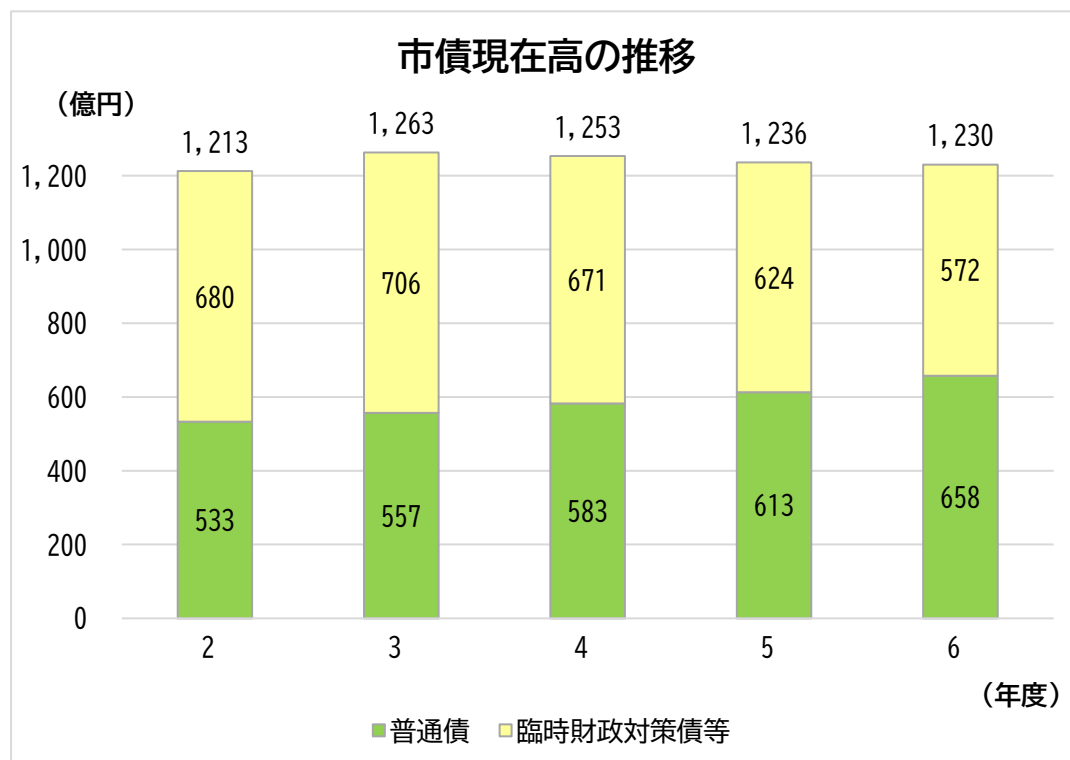
2つ目の理由は、支出と収入の年度間調整をするためです。公共施設の建設事業や災害復旧事業など、単年度に多額の費用を必要とする事業について、市債の発行により資金を調達することで、事業の円滑な執行が確保できるとともに、これによる財政負担を後年度に平準化するという年度間の調整機能を有しています。

普通債と臨時財政対策債とは？

市債には、普通債と臨時財政対策債があります。

普通債とは、公共施設や道路建設事業等の各種事業に充てるための市債です。

臨時財政対策債とは、国が地方に交付する地方交付税の財源が不足する際、特例として市が借入ることができる市債です。臨時財政対策債等の残高は572億円で、市債残高の4割以上を占めています。臨時財政対策債の元利償還金相当額は、その全額を後年度の地方交付税の基準財政需要額に算入することとされ、市の財政運営に支障が生ずることのないよう措置されています。

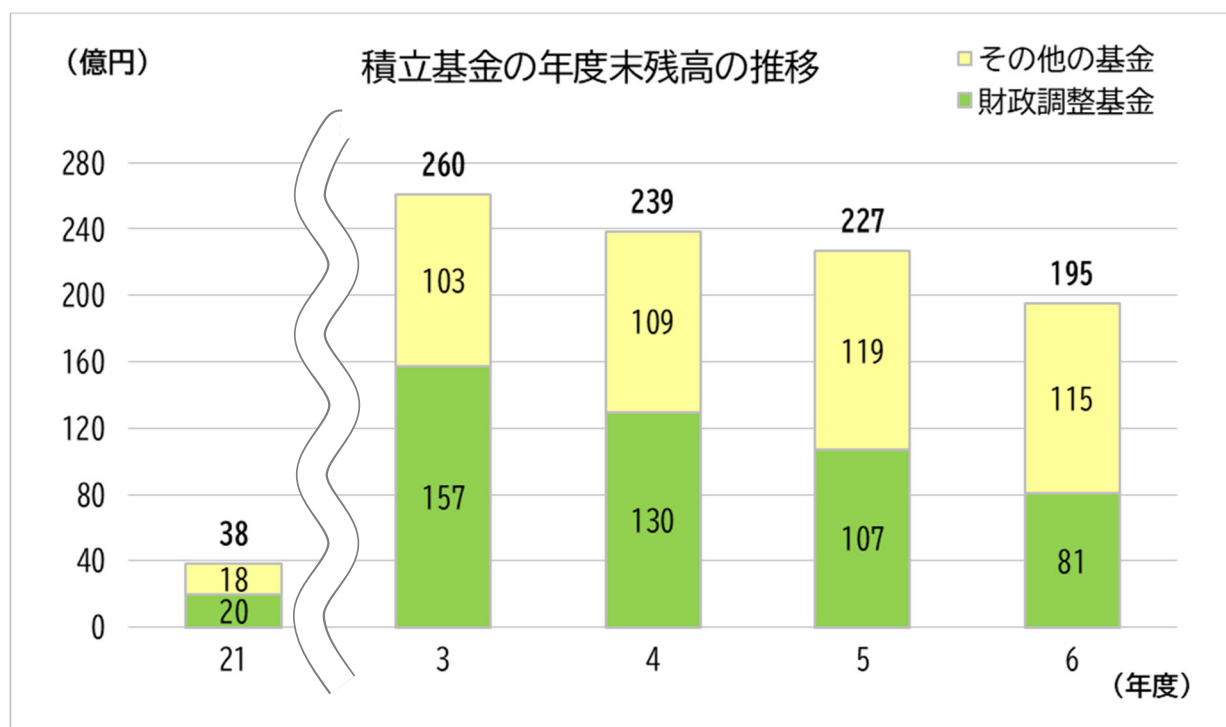


市の貯金はどのくらいあるの？

財政調整基金（市の貯金）は、近年の物価高騰対応や、特別会計への繰出金の増加などへの対応により、残高は減少傾向となっています。しかしながら、物価高騰の影響については、市税や地方交付税の収収効果が実際の収入に反映されるまで一定のタイムラグが生じることから、先行的に財政調整基金を活用し、円滑な事業の実施と、予算の機動的な運用を図ったものとなります。

財政調整基金は、主に年度間の財源調整の機能を持つもので、市の貯金ともいわれています。

リーマンショック後の平成 21 年度末の財政調整基金残高は 20 億円でしたが、令和 6 年度末は 81 億円であり、不測の事態にも対応できるように備えています。



財政状況は大丈夫なの？

(1) 財政力指数 – 松戸市の財政力は？ –

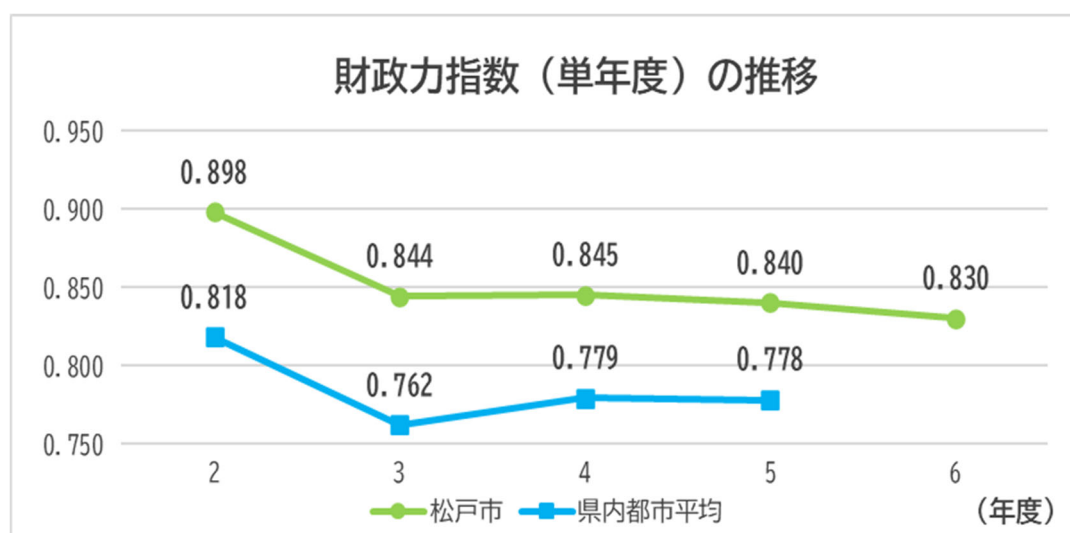
財政力指数とは、標準的な行政活動を行うために必要な財源を、自力でどのくらい調達できるかを表した指標です。この指数が大きいほど財源に余裕があることを示します。

単年度の数値が 1.0 未満の場合には、普通交付税が交付されます。

ここ数年の松戸市の財政力指数は 0.8～0.9 前後で推移しています。

なお、令和 5 年度の財政力指数の全国平均は 0.6 程度、県内都市平均は 0.8 程度となっています。

(参考) 【算出式】 基準財政収入額 ÷ 基準財政需要額



出典：千葉県総務部市町村課「令和 5 年度 市町村財政の状況」を基に県内都市平均を作成。

【用語の説明】

基準財政収入額： 普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算出するものであり、次の算式により算出される。

標準的な地方税収入 × 75/100 + 地方譲与税等

基準財政規模： 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

標準税収入額： 地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって、地方交付税法で定める方法により算出した収入見込み額。具体的には、法定普通税の基準税額の合計。

(2) 経常収支比率 –自由に使えるお金は？–

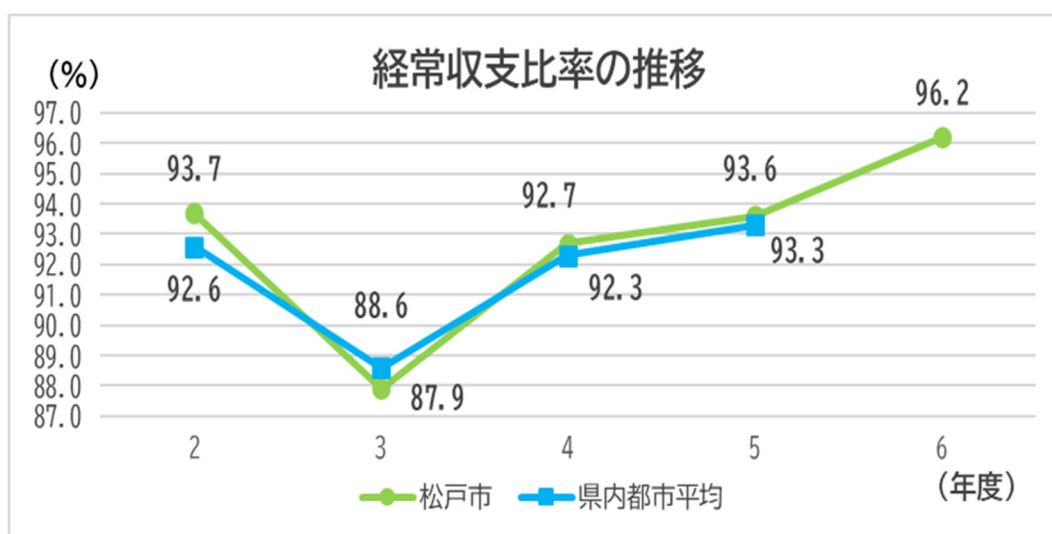
経常収支比率とは、財政構造の弾力性を測る指標で、人件費、扶助費、公債費等、経常的に支出する経費に対して、市税や地方交付税、地方譲与税等、経常的な収入である一般財源が、どの程度充てられているかを表すものです。

この数値が低いほど財源に余裕があり、財政運営の自由度が高いことを示します。

令和6年度は、定年退職者の増加に伴う人件費の増加や、物価高騰の影響による委託料等の増加により、松戸市の経常収支比率は2.6ポイント上昇し、96.2%となりました。

令和5年度の経常収支比率の全国平均は93.1%、県内都市平均は93.3%となっています。

(参考) 【算出式】経常経費充当一般財源÷(経常一般財源+減税補てん債+臨時財政対策債)×100%



※経常収支比率(単年度)が95%以上の団体については、総務省による財政事情ヒアリングの対象団体に選定されます。

(3) 健全化判断比率



財政健全化判断比率から見た松戸市の債務水準（残高・返済能力）は健全な状況です。

健全化判断比率とは、地方公共団体の財政破綻を未然に防ぐことを目的に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において定められた4つの指標であり、算定と公表が求められています。

松戸市の4指標はすべて国の定めた基準を下回り、健全な状況にあることを示しています。

【健全化判断比率】

区 分			令和6年度	令和5年度	早期健全化基準 (注1)	財政再生基準 (注2)
健全化判断比率	再生判断比率	実質赤字比率	(▲6.58%)	(▲6.31%)	11.25%	20.00%
		連結実質赤字比率	(▲20.47%)	(▲22.90%)	16.25%	30.00%
		実質公債費比率 (3カ年平均)	2.2%	2.0%	25.0%	35.0%
	将来負担比率		21.9%	13.2%	350.0%	

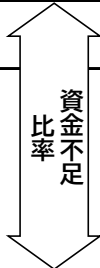
(注1) 財政健全化計画を定めなければならない基準

(注2) 財政再生計画を定めなければならない基準

(注3) 実質赤字比率、連結実質赤字比率については、参考に括弧内に計算上の実数値を記載

(注4) 健全化判断比率のそれぞれの計算方法と考え方については18頁参照

(参考) 健全化判断比率等の対象範囲

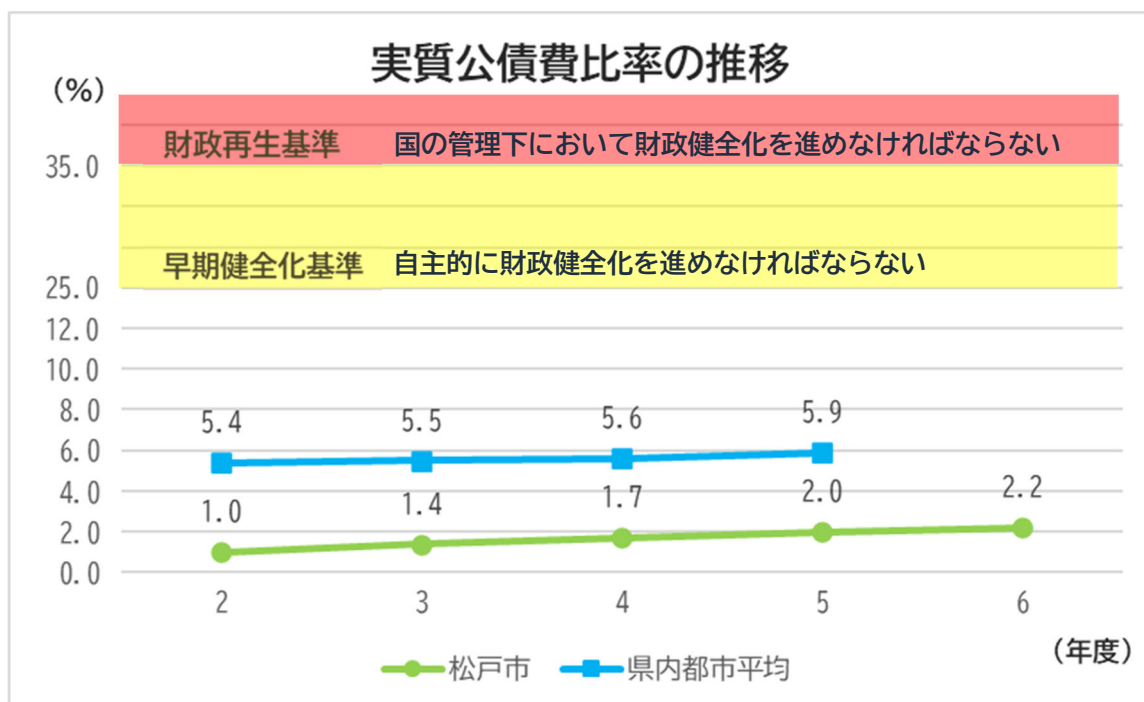
地方公共団体	一般会計等	一般会計					
	公営事業会計	国民健康保険特別会計 松戸競輪特別会計 駐車場事業特別会計 介護保険特別会計 後期高齢者医療特別会計					
		法適用企業	水道事業会計	 [会計ごとに算定]			
			病院事業会計				
			下水道事業会計				
		法非適用企業	公設地方卸売市場事業特別会計				
	松戸都市計画事業						
	新松戸駅東側地区土地区画整理事業特別会計						
	相模台土地区画整理事業特別会計						
	一部事務組合・広域連合		北千葉広域水道企業団 千葉県市町村総合事務組合 千葉県後期高齢者医療広域連合				
	地方公社・第三セクター等	千葉県信用保証協会ほか					

・実質公債費比率 – 借入金の返済は大丈夫？ –

実質公債費比率とは、1年間の収入に対して返済額がどれくらいの割合になるのか、借入金返済の負担が大きすぎないかをチェックする指標です。

この割合が、25%を超えるとイエローゾーン、35%を超えるとレッドゾーンで、自主的に財政を立て直せない状態にあることを示しています。

松戸市の実質公債費比率は2.2%で、国の基準を大幅に下回っており、健全な状態を維持しています。なお、令和5年度の全国平均は6.8%、県内都市平均は5.9%となっています。

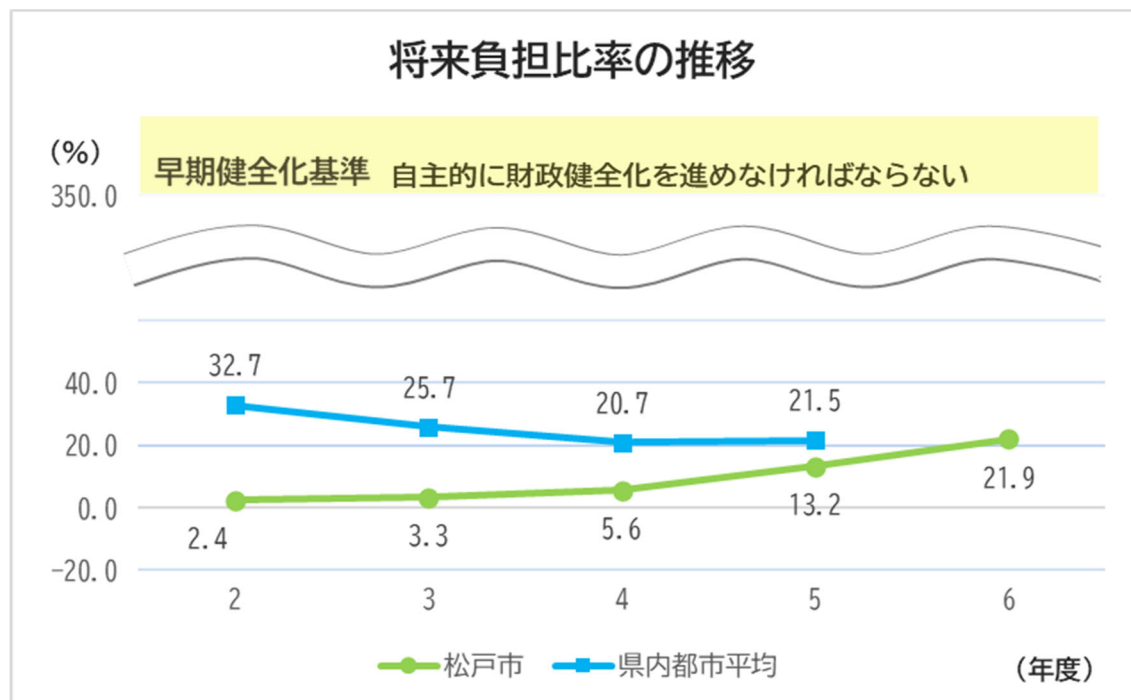


・ 将来負担比率 — 将来の負担は大丈夫？ —

将来負担比率とは、借入金や債務負担行為、職員の退職金など将来に支払なければならない負債が1年間の収入に対してどれだけあるのかを判断する指標です。

この割合が、350%を超えるとイエローゾーンです。

松戸市の将来負担比率は21.9%で、国の基準を大幅に下回っており、健全な状態を維持しています。なお、令和5年度の県内都市平均は21.5%となっています。



(参考) 健全化判断比率のそれぞれの算定方法と考え方

○実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

1年間の収入に対する一般会計等の実質赤字の割合から財政運営の悪化状況を示す指標。

- ・一般会計等の実質赤字額＝一般会計及び特別会計のうち、普通会計に相当する会計の実質的な赤字額
- ・実質赤字額＝繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

○連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

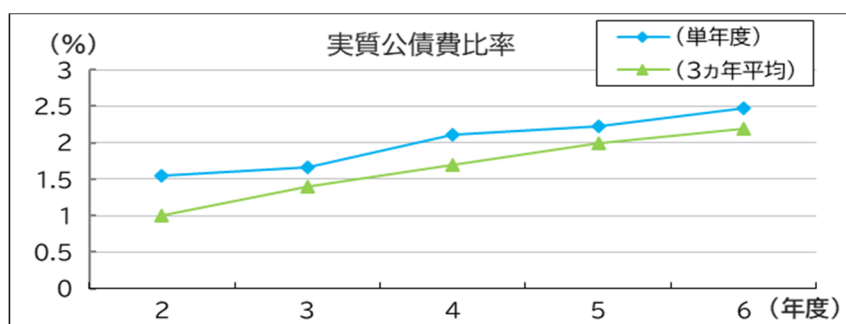
1年間の収入に対する、一般会計や国民健康保険事業等の特別会計、公営企業会計を含めた全会計の実質赤字の割合から地方公共団体の財政運営の悪化状況を示す指標。

- (A) 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- (B) 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- (C) 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- (D) 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

○実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) -} \\ \text{(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模 -} \\ \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}} \times 100 (\%)$$

1年間の収入に対する、市債の元利償還金や公営企業の元利償還金への繰出金、公債費に準ずる債務負担行為に基づく支払額等の割合を指標化し、公債費による財政負担の状況から資金繰りの程度を示す指標。



○将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 +} \\ \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模 -} \\ \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}} \times 100 (\%)$$

将来の財政状況の悪化を未然に防止し、中長期的な視点に立った財政の健全性を確保する観点から、1年間の収入に対する、全会計の市債や債務負担行為残高、一部事務組合、公社等、将来支払う可能性のある債務からこれらの支払いに充てることができる基金残高を差し引いた額の割合を指標化し、財政負担の程度を示す指標。

近隣市との財政指標の比較



財政指標を近隣市と比較すると、松戸市の歳入・歳出の特徴が明らかになります。

松戸市の財政指標について、全国の都市や近隣市、類似団体との比較を行いました。

全国の都市及び類似団体との比較において、自主財源比率や実質収支比率、財政力指数の順位が上位となっているのは、個人市民税や固定資産税等の安定的な市税収入の確保等によるものです。

一方で、義務的経費比率の順位が下位となっているのは、国が地方に交付する地方交付税の財源が不足する際に特例として市が借入をすることのできる臨時財政対策債の返済額の増加の影響等によるものです。

また、投資的経費比率については、道路、公園、学校などの施設整備は行っているものの、全国平均及び類似団体と比較すると比率が低くなっている状況です。

(1) 歳入・収支に関する指標

【自主財源比率】歳入全体に占める、市税などの自主的な財源の割合。

比率が高いほど、自主的な財政運営ができることを示す。

令和6年度 松戸市	令和5年度				
	松戸市	全国平均	順位	近隣5市	類似団体
47.7%	48.8%	47.4%	247/792	5位	67/127

【実質収支比率】実質収支の標準財政規模に対する比率。

比率が高いほど、実質収支が多いことを示す。

令和6年度 松戸市	令和5年度				
	松戸市	全国平均	順位	近隣5市	類似団体
6.6%	6.3%	4.6%	363/792	1位	33/127

【財政力指数（単年度）】基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値。

標準的な行政活動を行うのに必要な財源をどのくらい自力で調達できるかを示す。

指数が大きいほど財源に余裕があり、「1.0」未満で普通交付税が交付される。

令和6年度 松戸市	令和5年度				
	松戸市	全国平均	順位	近隣5市	類似団体
0.83	0.84	0.62	122/792	5位	53/127

(2) 歳出に関する指標

【義務的経費比率】歳出全体に占める、義務的経費（人件費・扶助費・公債費）の割合。
比率が高いほど、財政運営の自由度が制限されることを示す。

令和6年度 松戸市	令和5年度				
	松戸市	全国平均	順位	近隣5市	類似団体
57.3%	56.3%	51.1%	739/792	3位	91/127

【投資的経費比率】歳出全体に占める、投資的経費（普通建設事業費等）の割合。
比率が低いほど、投資的な事業を実施していないことを示す。

令和6年度 松戸市	令和5年度				
	松戸市	全国平均	順位	近隣5市	類似団体
8.7%	7.5%	11.2%	646/792	3位	97/127

(3) 積立金・地方債・将来負担比率に関する指標

【積立金残高／標準財政規模】積立金現在高の標準財政規模に対する比率。
比率が高いほど、将来の財政状況の変化に備えた弾力的な財政運営が可能となる。

令和6年度 松戸市	令和5年度				
	松戸市	全国平均	順位	近隣5市	類似団体
19.9%	23.8%	—	715/792	4位	84/127

【地方債残高／標準財政規模】地方債現在高の標準財政規模に対する比率。
比率が高いほど、市債の借入に対する返済額の負担が大きいことを示す。

令和6年度 松戸市	令和5年度				
	松戸市	全国平均	順位	近隣5市	類似団体
125.4%	129.7%	—	223/792	3位	45/127

【将来負担比率】将来負担すべき負債に対して、年間の収入に対する比率を示す指標。
比率が低いほど、投資的な事業を実施していないことを示す。

令和6年度 松戸市	令和5年度				
	松戸市	全国平均	順位	近隣5市	類似団体
21.9%	13.2%	—	369/792	2位	71/127

(参考)

- ・ 令和5年度の計数は「全国都市財政年報（2023年度決算）」日本経済新聞出版社を基に作成
- ・ 令和6年度の計数は、松戸市の普通会計決算を基に作成
- ・ 近隣5市は、千葉市、船橋市、市川市、柏市、松戸市の中での順位

(参考) 令和6年度決算カード

【暫定版】

(単位:千円)

【暫定版】						番号		7					
令和6年度 決算状況						市区町村コード		122076		市区町村類型		Ⅳ-3	
						市区町村名		松戸市		R6普通交付税種地区分		I 6	
人口			面積	人口密度	人口集中地区人口		産業構造						
国勢調査	2年		498,232人	61.38km ²	8,117.2人	2年国調	487,367人	区分		第1次	第2次	第3次	
	27年		483,480人			27年国調	464,974人	就業人口	2年国調	1,553人	37,085人	177,831人	
	増減率		3.1%			27年国調	0.7%		17.1%	82.2%			
住民基本台帳	7.1.1		500,395人	S40. 4. 1以降の合併等の状況				27年国調	0.7%	17.1%	82.2%		
	6.1.1		498,222人	就業人口	1,699人 <td colspan="1">39,345人</td> <td colspan="1">165,991人</td>	39,345人	165,991人						
	増減率		0.4%		0.8% <td colspan="1">19.0%</td> <td colspan="1">80.2%</td>	19.0%	80.2%						
区分			令和6年度	令和5年度	増減額	対R5増減率	区分		財政指標等				
1. 歳入総額①			200,169,732	193,073,578	7,096,154	3.7%	財政力指数		0.84				
2. 歳出総額②			192,763,852	185,310,752	7,453,100	4.0	実質収支比率		6.6%				
3. 差引(形式収支)(①-②)③			7,405,880	7,762,826	△ 356,946	△ 4.6	経常収支比率		96.2%				
4. 翌年度に繰り越すべき財源④			942,489	1,743,488	△ 800,999	△ 45.9	積立金現在高		19,540,877				
5. 実質収支(③-④)⑤			6,463,391	6,019,338	444,053	7.4	うち財政調整基金		8,074,389				
6. 単年度収支⑥			444,053	△ 1,002,985	1,447,038		地方債現在高		122,997,000				
7. 積立金⑦			730	511	219	42.9	債務負担行為支出予定額		16,673,887				
8. 繰上償還金⑧			2,790	2,378	412	17.3	健全化判断比率						
9. 積立金取崩し額⑨			2,654,112	2,262,084	392,028	17.3	実質赤字比率		- %				
10. 実質単年度収支(⑥+⑦+⑧-⑨)			△ 2,206,539	△ 3,262,180	1,055,641		連結実質赤字比率		- %				
基準財政需要額			79,581,226				実質公債費比率		2.2 %				
基準財政収入額			66,046,178				将来負担比率		21.9 %				
標準財政規模			98,108,710				第三セクター等に対する債務保証又は損失補償の状況						
うち臨時財政対策債発行可能額			439,655				第三セクター等名		R6年度末の債務保証額又は損失補償額				
地方公営事業会計の状況													
会計名		種別(注)	歳入(総収益)	歳出(総費用)	実質収支(純損益)		普通会計からの繰入額		資金不足比率(対象会計のみ記載)				
国民健康保険事業(事業勘定)		事	44,438,377	43,407,786	1,030,591		4,579,156		- %				
国民健康保険事業(直診勘定)		事	-	-	-		-		-				
介護保険事業(保険事業勘定)		事	43,516,078	42,846,175	669,903		6,772,621		-				
介護保険事業(介護サービス事業勘定)		事	-	-	-		-		-				
後期高齢者医療事業		事	8,313,824	8,161,514	152,310		1,218,266		-				
水道事業		企適	1,559,834	1,538,797	21,037		22,712		-				
病院事業		企適	21,864,344	28,736,306	△ 6,871,962		2,565,920		-				
市場事業		企非	101,354	95,591	5,763		53,375		-				
下水道事業		企適	11,577,982	11,126,979	451,003		2,850,000		-				
駐車場事業		企非	180,558	101,435	79,123		0		-				
競輪事業		収益	40,199,054	38,286,851	1,912,203		0		-				
宅地造成事業		企非	1,252,810	945,885	2,000		434,973		-				
									-				
									-				
									-				
									-				
									-				

注)「企適」は、令和6年度地方公営企業決算状況調査の対象の地方公営企業のうち地方公営企業法を全部又は一部適用している事業、「企非」は、同調査の対象の地方公営企業のうち左記以外の事業、「事」は、地方公営事業のうち同調査の対象の地方公営企業以外の事業、「収益」は、左記事業のうち収益事業をいう。

